

熊本市立大江小学校 父母と教師の会 会則

(令和2年5月25日改正版)

この会則は保存版です。
卒業まで大切に保管して下さい。

熊本市立大江小学校 父母と教師の会

熊本市立大江小学校 父母と教師の会 会則

第1章 名 称

第1条 本会は熊本市立大江小学校父母と教師の会と称し、事務所を大江小学校内（熊本市中央区大江3丁目5-31）におく。

第2章 目的および活動

第2条 本会は父母、またはこれに代わるもの（以下、父母または保護者という）と教師が協力して、家庭・社会・学校における児童の福祉を増進し、父母と教師の教養を高め、教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 学校教育への理解をより深めるための研修
- 2 よりよい教育環境の整備
- 3 家庭、地域、学校における健全な児童の保護育成
- 4 会の運営や活動に関する広報

令和2年5月25日一部改正

第3章 方 針

第4条 本会は次の方針に基づいて運営する。

- 1 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 2 本会は営利を目的とせず、政党や宗派に関与しない。また、会の正規の目的以外のこと
に会の名称および役員の名を使ってはならない。
- 3 本会は児童福祉のために活動する他の社会的団体または機関と協力する。
- 4 本会は教育に関して意見を具申し、参考資料を提供するが、学校経営、人事には干渉し
ない。
- 5 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人
情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

平成31年2月21日一部改正

第4章 会 員

第5条 本会は任意団体であり、会員は、在籍児童の保護者と本校に在籍する教職員のうち、本会の目的や方針に賛同したものとする。ただし、その目的や方針から、すべての保護者および教職員の入会が望ましい。その方針に賛同せず退会を希望する場合は、それを妨げない。

令和2年5月25日一部改正

第5章 役員

第6条 本会に、次の役員をおく。

- 1 会長 1名（父母）
- 2 副会長 3～4名（父母教職員より）
- 3 庶務 6名以内（父母）
- 4 会計 1～2名（父母）
- 5 監査 2名（父母）
- 6 各常任委員長（父母）
- 7 平成9年4月1日一部改正

平成22年5月19日、平成29年3月31日一部改正

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し本会の諮問に応ずることができる。

第8条 役員任期は1年とする。引き続き同一の役職については1回に限り再任を妨げない。

補充した場合はその残任期間とする。諸事情により上記期間を超える場合は役員会での協議を必要とする。

平成25年2月24日一部改正

第9条 役員選出は別に定める選出規則による。

第10条 役員任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 庶務は総会、役員会等の議事ならびに本会の活動に関する連絡、記録、記録の保管等を掌る。
- 4 会計は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務の処理、会の財産を管理し、年度当初の総会において監査を経て報告し、また予算の立案について協力する。
- 5 監査は会計事務を監査し総会に報告する。
- 6 常任委員長は各委員会を代表し、委員とともに委員会を運営する。

第6章 会議および年度

第11条 総会は本会の最高決議機関であり会長が召集する。

第12条 総会は年2回開く。

第13条 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の者が連名で理由書を付け要求があったとき、要求の議事についてのみ行う。

第14条 総会は次の事項を審議決定する。

- 1 予算決算の承認
- 2 役員承認
- 3 規約の制定、改廃
- 4 その他の事項

第15条 総会は全会員の3分の1の出席で成立し（委任状を認める）、議決を要する場合は出席

者の過半数の賛成を要する。ただし、賛否同数の場合は議長が決める。

第16条 総会の議長は、会員の中から選出する。

第17条 役員会は各役員（監査を除く）と校長またはその代理者で構成する。

第18条 役員会の権限は、会則または総会で定めた範囲とする。

第19条 役員会は毎月開く。会長が必要と認めたときは臨時役員会を開くことができる。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 細 則

第21条 この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。役員会は細則を定め、または、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告する。

第8章 改 正

第22条 会則は総会において、出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。改正案は総会開催の少なくとも3日前に会員に配布しなければならない。

附 則

第1条 本会則は、昭和46年11月24日より実施する。（設立年月日も同日）
平成31年2月21日一部改正

第2条 本会に次の帳簿を備える。

- 1 規約
- 2 会計簿
- 3 資産簿（備品台帳）
- 4 記録簿（文書、会務）

細 則

第1章 会 費

第1条 本会の経費は、会費その他の収入をこれに充てる。

第2条 本会の会費は、以下のとおりとする。

- 1 児童1人の家庭、教職員 …… 月額350円
- 2 児童2人以上の家庭 …………… 月額400円
- 3 県PTA共済掛金 …………… 年額500円（児童1人当たり）

第3条 本会の資産は、本則第2条の目的以外に使用してはならない。

第2章 常任委員会

第4条 本会に、総務委員会、学年委員会、広報委員会、保健体育委員会、地区委員会、選考委員会、プール開放委員会の7委員会をおく。

平成27年2月27日一部改正

第5条 各常任委員会は、役員会と全会員に責任を持ち、本会の基本事業遂行の単位である。総会に各自の委員会の会務報告をする。

第6条 各常任委員会の構成および任務は、別表1のとおりとする。

第7条 各常任委員会の基礎は学級にあり、各委員は協力して学級活動をする。

第8条 平成22年5月19日一部改正

第3章 特別委員会

第9条 特別委員会は、会員または役員の特別な要求に基づき総会の決議によって設ける。

第10条 特別委員は、総会の承認を得て会長が任命する。

第11条 特別委員会の委員長は、経過を報告し、総会にはかつて解散する。

別表1

委員会名	主な役割(活動内容)	委員の構成		
		長	保護者	教職員
総務	①会員の福利厚生(ベルマークなど)への協力 ②PTA総会に関する事項 ③文化事業(講演会など)に関する協力	1名	各学級より 1名	1名
学年	①各学級・学年の運営に協力する。 ②学級・学年および他学年間の交流を図る。 ③会員相互の教養・研修・文化向上に努める。	1名	各学級より 1名	1名
広報	① 広報紙発行に関する事項	1名	各学級より 1名	1名
保健体育	①体育行事に関する事項 ②児童および会員の保健衛生に関する事項 ② 学校給食に関する事項(講演会など)	1名	各学級より 1名	1名
地区	①スポーツ大会、地域との協力に関する事項 ②各町内の児童名簿作成 ③児童の交通安全と校外生活の安全に関する事項	1名	各町内より 1～2名	1名
選考	①会員の中から役員を選考し総会にて承認を求める。	1名	PTA役員 (注1)	1名
プール開放	① 夏休みプール開放に関する事項	1名	各学級より 1名	1名

令和2年5月25日一部改正

(注1) 会則第6条の役員および各常任委員会副委員長

役員選出規則

第1条 本則第6条の役員選出は、次のとおりとする。

会長、副会長、会計、庶務、監査、各常任委員長の選出手順は次の手続きを経て選出する。

- 1 選考委員会は、会則第6条の役員および各常任委員会副委員長と教職員1名をもって構成する。但し、役員会で承認されればこの限りではない。
- 2 選考委員会は、すべての会員から次年度候補者を募り、召集する。
- 3 選考委員会は、候補者の中から役員適任者を選考し交渉にあたる。
- 4 選考委員会は、各候補者の承諾を得、これを年度末総会に報告し、承認のうえ決定する。
- 5 平成17年4月21日一部改正

平成22年5月19日、平成29年3月31日一部改正

慶弔規程

- 1 特別の場合は下の基準に準じて役員会が考慮する。
- 2 慶弔金・見舞金に対する返礼は一切しない。

事柄	内容	
教職員会員の結婚	祝電	
弔事	児童の死亡	生花又は弔慰金等15,000円相当
	会員の死亡	生花又は弔慰金等15,000円相当
	教職員会員の配偶者と子供の死亡	弔慰金3,000円
	教職員会員の両親の死亡	弔電
見舞い	会員、児童が被災した場合等特別な場合は、その都度役員会が考慮する	

- 3 弔慰金を支出する事例で、役員が通夜か葬式に参列できない場合は弔電を打つ。

4 平成11年4月1日一部改正のうえ施行

平成23年5月19日一部改正

会 計 規 則

第1章 総 則

第1条 この規則は、熊本市立大江小学校父母と教師の会の公正、公平かつ円滑な会計運営を目的として定める。

第2条 会計営業務とは、予算、決算、収入と支出の管理、物品の購入と管理、その他財産に関する一切をいう。

第3条 会員は、いつでも、当会の会計について役員会に質問できる。質問があった場合、役員会は誠実に対応し、資料を公開しなければならない。

第2章 予算と決算

第4条 予算案は役員会が作成し、総会に提出して承認を得る。

第5条 予算の収入項目、支出項目、その他の細目は役員会で決める。

第6条 役員会は年度決算報告書を作成し、監査を受けたうえで総会に提出して承認を得る。

第7条 決算で生じた剰余金については、役員会が処理方法を決定し、総会で承認を得る。

第8条 役員会は、予算執行状況を公開するために、決算報告を行わない通常総会では会計中間報告を行う。

第3章 会の収入と支出

第9条 当会の会員は、役員会が指定する日までに会費を納入する。

第10条 出資金及び貸付金、借入金を必要とする場合は、総会の承認を要する。寄付金の受領には役員会の承認を要する。

第11条 当会の支出は予算に基づいて行う。

第12条 予備費からの支出は、役員会で決定し執行することができる。

第13条 会計担当者は、予算に基づき、当会の収入と支出を適正に管理し、必要に応じて役員会に報告する。

第4章 会の財産

第14条 常時必要以外の現金は、当会名義及び公印により銀行、郵便局等に預金する。

第15条 備品は台帳に記載し、備品の購入・処分等を行った場合、会計担当者はこれを記録して、管理を行う。

第5章 転出入者の会費

第16条 年度途中で転出する会員に会費の過納があれば、原則として会員本人の申出により返還する。

第17条 会計担当者は、当会の会員となった転入者に対して、随時適切な額の会費納入を促すことができる。

第6章 監 査

第18条 監査担当者は、役員会の要請に基づいて年度決算の監査を行う。

また、監査担当者が必要と認めたときは、臨時に監査を行うことができる。この場合は、決算報告書は省略できる。

第19条 監査担当者は、監査の結果を公表しなければならない。

第7章 その他

第20条 財政引継は、役員会が適当と認めた立会者の立会のもとに行う。

第21条 この規則に明示されない事項については、役員会が定める処理規定等に基づき処理する。

第22条 この会計規則の改廃は役員会が決定し、総会に報告する。

第23条 この会計規則は、平成11年4月1日より施行する。

大江小学校父母と教師の会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 大江小学校父母と教師の会(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も

同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- ① PTA 会費の集金業務、管理業務
- ② その他の文書の送付
- ③ 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- ④ 委員選出、並びに事務局役員等の推薦活動
- ⑤ 広報誌、会報誌、PTA ホームページ等への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。